

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例の一部を改正する条例

春日部市開発事業の手續及び基準に関する条例（平成24年条例第37号）の一部を次のように改正する。

(1) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。

改正後	改正前
<p>(都計法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第50条 都計法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、令<u>第29条の9各号</u>に掲げる土地の<u>区域（規則で定める土地の区域を除く。次条において同じ。）</u>又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第7号までに掲げる開発行為は、この限りでない。</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第51条 令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、令<u>第29条の9各号</u>に掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第4号までに掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、この限りでない。</p>	<p>(都計法第34条第12号の規定により定める開発行為)</p> <p>第50条 都計法第34条第12号の規定により、開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる開発行為として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、令<u>第8条第1項第2号ロからニ</u>までに掲げる土地の<u>区域</u>又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第7号までに掲げる開発行為は、この限りでない。</p> <p>(令第36条第1項第3号ハの規定により定める建築等)</p> <p>第51条 令第36条第1項第3号ハの規定により、建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不相当と認められる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設として定めるものは、次に掲げるものとする。ただし、令<u>第8条第1項第2号ロからニ</u>までに掲げる土地の区域又は用途地域が定められている土地の区域における第2号から第4号までに掲げる建築物の新築、改築若しくは用途の変更又は第一種特定工作物の新設は、この限りでない。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。